

(答申第164号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定（存否応答拒否）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和2年4月23日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

「家に侵入されてパソコンを壊された」件について、2019年〇月〇日私が岐阜県〇〇警察署（〇〇交番）に被害を申し立てました。その際の警察安全相談受理及び処理票

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求内容に条例第6条第1号に該当する非公開情報を含むものであり、かつ、本件請求に係る公文書の存否自体を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に該当するとして公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年5月11日付け広県第94号の2により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和2年5月26日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

審査庁は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和2年5月28日付け岐公委（総）第24号の2で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和2年5月11日付けで行った公文書非公開決定（広県第94号の2）を取り消して、公開請求した公文書を開示することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 平成3年12月18日「事件番号平成9年（行ツ）21」の最高裁判例は、要旨「個人の権利利益を害さないことが明らかであるときは、「個人に関する情報であることを理由に公開請求を拒否できないとしている。従って県警本部が主張する「本条例第6条該当性」には根拠がない。

イ 条例第6条第1号にいう、「公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」には該当しない。警察に対しての（生命・財産の）安全相談にあたり「個人の権利利益を害するおそれ」などありようがない。診断書などの客観的情報がないことは明らかだから、あるとすれば警察の私に対する中傷記述となる。公開は、私にとって利益にこそなれ、害になるものではない。

(2) 条例第9条該当性について

ア 岐阜県情報公開条例第9条・公文書の存否に関する情報（以下本条という）で「存在を答えるだけで非公開情報を公開することになるとき」というのは、「第三者に公開することになる」であることは、本条の趣旨から明らかである。従って公開請求人の私が受けた被害についての「警察安全相談受理及び処理票」の公開（閲覧または写しの交付）を当本人に非公開とすることは本条に違背する。

イ 「警察安全相談受理及び処理票」は個人情報保護条例により、既に部分開示されており、「公文書の存在」は県警察本部にとっては主体的、私には客観的に明らかである。従って今更に「公文書の存否に関する情報」とすることは空疎かつ不実な主張である。

ウ 国の諸省庁は情報公開法第8条を適用する場合の具体事例を掲げて判断基準を示した上、不開示決定する場合は「開示請求者が明確に認識し得る理由を呈示することが必要」と説明責任を明記している。しかし、今回の非公開決定は適用事例のいずれにも該当しない上、その理由も全く示されていない。

#### 第4 実施機関の主張

##### 1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

##### 2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 条例第6条第1号の該当性について

ア 審査請求人が述べる最高裁判所判例については、個人情報保護制度が存在しない時代になされた「個人情報記載された公文書」の本人からの公開請求における非公開決定に対し、個人情報保護制度が採用されていなかったという事実関係の下では、当該情報が非公開事由（個人識別情報）に該当するとしてなされた非公開決定は違法であるとされた事例であることから、個人情報保護条例が制定されている現状においては、今回の決定は同判例に影響されるものではない。

イ 本件公開請求の内容から、仮に対象公文書が存在する場合、それは特定の個人である審査請求人の個人情報に記載された公文書であって、条例第6条第1号に該当する非公開情報を含むものである。

ウ 本件請求は特定の個人である審査請求人に関する個人情報にかかる公開請求であるため、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断したものである。

(2) 条例第9条の該当性について

ア 条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

イ 個別具体的な対象文書の存否自体を答えるだけで、特定の個人に関する情報の有無が明らかとなり、条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することになるため、非公開処分（存否応答拒否）とした。本件処分の判断は妥当である。

ウ 個人情報保護条例に基づく個人情報の本人開示に関する経緯・主張については、何人をも対象とする情報公開条例に基づく公文書公開決定について争う本請求とは論点を異にするものである。

個人情報の開示を求める場合は、岐阜県個人情報保護条例に基づき、個人情報開示請求を行うことができ、岐阜県情報公開条例に基づく公文書公開請求では、情報公開条例は何人に対しても請求の目的の如何を問わずに公開請求を認めていることから、たとえ本人からの請求であっても、第三者からの公開請求と同様に扱うべきものであり、今回の非公開決定の判断は何ら不当なものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件公開請求対象文書の存否を答えるだけで、条例第6条第1号に該当する情報を公開することになるとして、条例第9条の規定により、本件公開請求対象公文書の存否を明らかにせず非公開とする決定を行ったものである。

存否応答拒否を内容とする非公開決定が妥当というためには、仮に対象公文書が存在する場合であっても当該情報が非公開情報に該当することが必要であることから、まず、対象情報が条例第6条第1号の非公開事由に該当するかどうか、次に、条例第9条に基づき存否を明らかにせず、非公開とする決定を行ったことが妥当かどうかについて、条例の規定に照らし、以下、順に判断する。

(1) 条例第6条第1号について

ア 条例第6条第1号の趣旨について

条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

同号の趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報については、非公開とすることを定めたものである。

#### イ 条例第6条第1号該当性について

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、本件公開請求内容は全て審査請求人に関する記録及び文書であることから、本件公開請求の対象公文書は、仮に存在するとすれば、特定の個人が特定の日に警察に対して相談を行ったことを示す文書である。当該文書に記載される内容は、特定の個人に関する情報そのものであるから、条例第6条1号に該当する非公開情報であると認められる。したがって、本件公開請求はその請求内容が同号に該当する非公開情報である。

### (2) 条例第9条について

#### ア 条例第9条の趣旨について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

同条の「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公開請求に係る公文書を実際に保有しているかどうかにかかわらず、公開請求された文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいうものである。

これは、公文書の存否を明らかにすることによって、条例第6条各号に規定する非公開情報が公開されることと等しい結果をもたらすことにより、同条各号により非公開とすることで保護しようとする利益が損なわれる場合があるため、このような場合には、例外的に、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

#### イ 条例第9条該当性について

本件公開請求において、仮に本件公開請求対象公文書が存在するか否かを回答すれば、それによって特定の個人が特定の日に警察に対して相談を行った事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせる。特定の個人が警察に相談を行った事実の有無は、特定の個人に関する情報そのものであり、条例第6条第1号に規定する非公開情報と認められる。した

がって、これを公開することは、条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することとなる。条例は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず公開請求を認めており、その際、公開請求者が誰であるかは考慮せず、たとえ本人からの公開請求であっても、第三者からの公開請求と同様に取り扱うべきものである。

したがって、対象公文書の存否を答えることは、条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるため、非公開決定（存否応答拒否）とした本件処分の判断は妥当である。

## 2 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
令和2年5月28日	審査庁から諮問を受けた。
令和2年6月30日	審査庁から弁明書（写し）を受領した。
令和2年8月5日	審査庁から反論書（写し）を受領した。
令和2年9月29日	審査庁から弁明書（写し）を受領した。
令和3年3月30日	審査庁から反論書2（写し）を受領した。
令和3年5月7日 （第173回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和3年6月29日 （第175回審査会）	審査請求人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和3年8月30日 （第176回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
会長	栗山 知	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	地守 素子	岐阜商工会議所議員	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）